

令和4年11月 定例総会議事録

日 時 令和4年11月30日(水) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主幹	西原学	主査	竹内秀次
主査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

欠席 宮永昌和

議 題

- 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第34号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第105号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第106号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第108号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第109号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第110号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第111号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第112号 農地法第5条の規定による賃貸借の権利設定許可申請書進達について
- 議案第113号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第114号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
- 議案第115号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 11 月の行事報告と 12 月の行事計画を報告します。

(11 月の行事報告と 12 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。いよいよ明日から寒くなるそうです。それでは令和 4 年 11 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 33 号から第 35 号までの 195 件、議案が第 105 号から第 115 号までの 95 件、合計 290 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 2 番東原委員と 7 番大山竹子委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 33 号～報告第 35 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可につい

てを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 105 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月の 3 条及び基盤法の事前審査を第 5 小委員会に付託されましたので 11 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。
1・2 番とも農業者年金受給の為の再設定で期間は 20 年間です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 105 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 106 号 1 番朗読、他 13 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 22,848 円。
2 番、親戚から贈与を受けるものです。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 52,854 円。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 299,345 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
6 番、知人から贈与を受けるものです。
7 番、申請地を購入し新規に農業経営を行うものですが、新規就農者ではないそう
です。10a あたり 136,610 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 11 月 22 日に審
査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第 106 号野尻町区分について報告をします。
8 番、父から贈与を受けるものです。
9 番、義父から贈与を受けるものです。
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 191,532 円。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 168,301 円。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。渡人の土地を 5 条
の議案第 113 号 12 番で受人の息子さんが申請をされています。その残地です。
13 番、父から贈与を受けるものです。
14 番、父から贈与を受けるものです。受人と渡人の経営は別です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 106 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 107 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 107 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。2 番と 3 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 107 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の 2 番と 3 番について報告します。
2 番、期間は 10 年間で再設定、10a あたり 5,028 円です。
3 番、期間は 10 年間で再設定、10a あたり 5,029 円です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第107号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の2番と3番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画のとおり決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 2番と3番以外の審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第107号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)について報告します。
1番、期間は5年間で、10aあたり10,000円です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第107号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第108号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 108 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 108 号 1 番朗読、他 23 件省略)

議長 ありがとうございます。4・5 番が〇〇委員、18 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(両委員とも退室)

事務局 補足説明をします。4 番と 5 番は〇〇委員の娘婿さんが購入する案件になります。

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 108 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の 4 番、5 番、18 番について報告をします。
4 番、5 番とも申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 270,000 円。
18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 217,061 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 108 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権）の 4 番、5 番、18 番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(両委員とも入室)

議長 ○○委員と○○委員、計画のとおりに決定しました。

両委員 ありがとうございます。

議長 4番、5番、18番以外の審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第108号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり13,450円。

2番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり280,000円。

3番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり271,630円。

6番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり298,637円。

7番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり180,018円。

8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり333,164円。

9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり500,000円。

10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり200,000円。

11番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。

12番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり150,000円。

13番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり400,000円。

14番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり207,684円。

15番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。

16番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。

17番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり174,184円。

19番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり50,000円。

単価が安いという意見が出ました。出手の方がタダでもいいと言われるくらいの土地だそうです。しかし、タダではいけないという事でこの金額になったようです。

20番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり236,806円。

21番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり158,353円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

- 17 番 同様に議案第 108 号野尻町区分について報告をします。
あつせん委員についてはお目通しをお願いします。
22 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 212,766 円。
23 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 187,793 円。
24 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 199,800 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。
- 議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。
- (5 番挙手)
- 議長 はい、5 番。
- 5 番 1 番も単価が非常に安いのですが、何か訳ありなのでしょうか。
- 6 番 この件につきましては、先ほどもありましたように持ち主がタダでやってもいいと言われていて、田んぼの形が扇形で非常に悪く、川に面しており、周りは竹が茂っているという事で、協議した結果、この金額になりました。以上です。
- 5 番 分かりました。
- 議長 他に意見のある方は発言をお願いします。
- (無しの声)
- 議長 それでは採決をします。
議案第 108 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第 109 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。
- (事務局挙手)
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 議案第 109 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積

計画（農地中間管理事業）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 109 号 1 番朗読、他 26 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 109 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。
賃貸借 3 件、使用貸借が 13 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

（17 番挙手）

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 109 号野尻町区分について報告をします。
賃貸借 4 件、使用貸借 7 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通りに決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 109 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画のとおり決定をします。
続きまして議案第 110 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 110 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第 110 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月は第 4 小委員会に 4・5 条ならびに非農地証明願の事前審査を付託されました
ので 11 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 110 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告します。
1 番、北西方、調練場、申請人の自宅の前の畑に牛舎を建築するものです。農用地
です。酪農牛を 120 頭まで増やすという事です。
2 番、堤、内侍塚、三松小学校から入ったところです。転用の理由は公衆用道路で 2
種農地です。
3 番、南西方、出ノ山、天守閣の手前にジビエを処理するところがありますが、そ
の後です。転用の理由は材木置場・通路です。下の方に出ノ山の池があり、雨水は
枡を 3 か所設置するという事です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 1 番は面積が 9,087 m²ですが、全部を転用ですか。

事務局 はい、全体を転用する計画です。

8 番 農業用施設として全部転用ですね。

事務局 そうです。農業用施設としてすべて転用という手続きです。

8 番 分かりました。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 110 号農地法第 4 条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして議案第 111 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 111 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 111 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 111 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。
1 番、細野、大王、竹山地区です。転用の理由は、一般住宅で、2 種農地です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 111 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして議案第 112 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 112 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 112 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 112 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利設定許可申請進達について報告をします。
1 番、堤、金鳥居、ニトリの隣です。転用の理由は、店舗・駐車場です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 112 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして議案第号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 113 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 113 号 1 番朗読、他 11 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 113 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、2 番、3 番は同じところで、堤、内侍塚、三松小学校から入るところです。

1 番、転用の理由は、公衆用道路です。

2 番と 3 番は一般住宅・公衆用道路です。

4 番、南西方、平川、小林 IC の南側です。

5 番、堤、岩瀬、議案第 114 号 1 番で事業計画変更が出ています。

6 番、真方、正覚原、石阿弥陀から永久津に行く方向です。一般住宅です。

7 番、6 番と同じところで、農業用倉庫を建設するものです。

8 番、水流迫、上之原、ユーコーラッキーの隣で 3 種農地です。共同住宅を建築するものです。

9 番、堤、矢櫃迫、やまさきより岩瀬橋に向かって行って下りたところの右側です。

事務所・資材置場・駐車場です。入口が狭く資材の搬入が大変ではないかとの意見がありました。小分けして搬入するとの事でした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 113 号野尻町区分について報告をします。

10 番、11 番、三ヶ野山、大脇前、譲受人が親子で、譲渡人は同じ方です。4202 番 1 と 4190 番は 2 筆ですが 1 枚の田んぼです。4202 番 1 を 500 m²残して、残地の 488 m²を 4202 番 5 に分筆しての申請です。

10 番の譲受人は息子さんで一般個人住宅です。1 種農地です。例外許可集落接続に該当すると思われます。

11 番の譲受人はお父さんで、資材置場として利用するものです。

10 番、11 番とも雨水は浸透枮を利用しての地下浸透となっています。田んぼですが

排水路がついておりません。

12番、紙屋、宮ノ尾、一般個人住宅です。実家の隣に自己の住宅を建築するものです。先ほど報告した議案第106号12番の残地です。水の流れは隣接する道路の側溝を利用するようです。

審議の結果、小委員会としては、10番、11番は排水の不安がありますが、12番は問題ないと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(10番挙手)

議長 はい、10番。

10番 1番は持分が19/40、2番3番は1/40と表記されていますが、正しいのでしょうか。

事務局 議案に書いてある持分の分配で間違いはないです。

10番 分かりました。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第113号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第114号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第114号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第114号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 114 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について報告します。1 番、議案第 113 号 5 番と同じです。変更内容は一般住宅です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 114 号農地転用許可後の事業計画申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 115 号非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 115 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 115 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 115 号非農地証明願い承認について報告します。
1 番、真方、川崎、陽光の里の手前を下って行った川沿いです。台風の影響で砂が入っていました。耕作は無理な状態でした。農用地です。

2 番、南西方、鬼目、調査事項は原野ですが池になっており境が分かりませんでした。2 種農地です。

3 番、南西方、生駒、霧島ビーフの隣です。調査事項は雑種地です。白地の 1 種農地ですが、10 年以上前から耕作はされてなかったそうです。

4 番、南西方、大出水、調査事項は山林です。これも 10 年以上の耕作放棄地で 2 種農地です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 115 号野尻町区分について報告をします。

5 番、三ヶ野山、権現崎、調査事項は宅地で 2 種農地です。面積は小さく宅地に囲まれたところでした。

6 番、紙屋、実参、調査事項は原野で 1 種農地です。迫田で 3 面は山林に囲まれています。1 種農地ということで広がりがありますが、河川を挟んでの広がりです。

7 番、紙屋、漆野原、調査事項は原野で周りは山林です。隣接する農地はありません。進入路は狭く利用できる状態ではありませんでした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 115 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

ありがとうございます。

閉議 午後 11 時 00 分

令和4年11月30日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟